

---

平成26年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第10日)

平成26年6月19日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成26年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 入江有紀君に対する懲罰の件

日程第2 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第1号)

日程第3 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 入江有紀君に対する懲罰の件

日程第2 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第1号)

日程第3 議員派遣について

---

出席議員(20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

---

欠席議員(1名)

14番 初村 久藏君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

---

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。初村久藏君より欠席の届け出があつ

ております。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。議員の皆様の席には既に資料を配付済みでございますが、6月12日入江議員の一般質問の中で、入江議員が長崎市のほうに出向き、長崎県病院企業団の米倉企業長に直接お会いし、「企業長から政治的に対馬の市長さんがあの病院を残すと言っているだけで、私たちは大変迷惑をしておりますという返事があった」という発言がありました。

私は、これに対しまして「企業長の発言の真意を確認します」とお約束しましたので、その報告をさせていただきます。

病院企業団に、まず「入江議員が病院企業団を訪問した事実がありますか」とお尋ねをしたところ、「入江議員が当企業団を訪問された事実はありません」という回答でありました。また「入江議員が企業長の発言として迷惑をしているという内容が紹介されたが、そのような発言をされたのか確認したい」という質問には、企業長は「入江議員とは面識がなく直接話したこともありません。したがって、そういう発言をした事実もありません」という回答でありました。

また、13日——翌日の午後に、私、米倉企業長とも直接お会いをさせていただきまして、先ほど申しました内容についても、本人からその旨きちんと聞いたところであります。

次に、長崎県医療政策課に「入江議員から、長崎県は対馬市に対し基準病床が不足する根拠及び不足病床数を具体的に示すよう平成25年12月に文書で依頼したという発言がありましたが、文書で依頼した事実がありますか」という質問に対しましては、「文書で依頼した事実はありません。ただし、今年に入って担当者間の協議において、今後の協議に必要な具体的な項目をメモにしてお示したことはあります」との回答でありました。

また「長崎県から対馬市に対し、新病院に赤字が出た場合は市が負担してくれるのか」という文書があるという発言がありましたが、そのような文書が存在するのか」という質問には、「そのような文書を出したという事実はありません」との回答でありました。

なお、入江議員は「長崎県医療政策課にも4回訪問しました」という発言がありましたので事実確認をしましたところ、「異動者も含め確認しましたが、訪問を受け対応した事実はありません」との回答でありました。

冒頭、入江議員は私に対して「嘘をつかないでください」という趣旨を述べられました。私を含めた職員は、市民に対しても、また市民を代表する議員の皆様の御意見、御要望に対しても、それを真摯に捉え、全力で誠意を持って対応していると自負をしております。議会という場にお

いて、またテレビ放送があることで、市民も家庭や職場において議会を注視している中で、事実  
に反する発言がありましたことは非常に悲しいものだと思います。入江議員には猛省をお願いを  
いたします。

対馬いづはら病院跡利用につきましては、市民の皆様が思い描く形にすることは多くの困難が  
あるのは事実であります、一つ一つを丁寧に処理しながら現在全力を傾注し取り組んでおりま  
す。議員各位におかれましてもお力添えを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

---

### 日程第1. 入江有紀君に対する懲罰の件

○議長（堀江 政武君） 日程第1、入江有紀君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第17条の規定によって、入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（堀江 政武君） 提出者の説明を求めます。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） おはようございます。

対馬市議会議長、堀江政武様。発議者、対馬市議会議員、大部初幸。賛成者、対馬市議会議員、  
小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

議員、入江有紀君に対する懲罰動議。次の理由により議員、入江有紀君に懲罰を科されたいの  
で、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

理由。議員、入江有紀君は、平成26年6月12日の第2回定例会の一般質問における発言中、  
事実と異なる不穏当発言をし、議会の品位を失墜させたため。

入江議員に対する懲罰動議の提案理由を申し上げます。

先ほどの市長のお話のとおり、入江議員は今定例会の一般質問において、議員としてあるまじ  
き発言を繰り返しました。このことは議会の品位を失墜させるばかりでなく、重大な市民への裏  
切り行為でもあります。選挙で選ばれた議員の一言一句は市民の意思であり、議員が行う質問は  
市民の声を代弁するものです。市民の意思を無視し、自身の思い込みのままに神聖な議場におい  
て数々の事実と異なる発言は、到底許されるものではありません。議員としての自覚に欠けるも  
のです。

さらに、この発言により、長崎県の医療政策課並びに病院企業団には大変な御迷惑をかけるこ  
とになったと推測をされます。今回の入江議員の言動は、対馬市議会の名を大いに辱めるもので、  
会議規則第151条に定める品位の尊重に著しく違反をしております。よって、ここに地方自治  
法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により、入江議員に対する懲罰動議を  
提出するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 次に、入江有紀君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。入江有紀君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

入江有紀君の入場を許します。

〔3番 入江 有紀君 入場〕

○議長（堀江 政武君） 入江有紀君に一身上の弁明を許します。登壇して弁明を行ってください。入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。

弁明書、不当な懲罰動議。

（1）私の平成26年6月12日の第2回定例会の一般質問における発言において、事実と異なる不穏当発言をしたとして懲罰動議が提出されておりますが、私の質問は事実に基づく質問であり、いづはら病院跡地利用に関する市民の医療に関する重要な問題であり、妥当な質問です。本懲罰動議は、いづはら病院跡地利用についての市の方針を隠ぺいすることになるものであり、不当な懲罰動議である。

（2）私の質問のうち、次の2点が懲罰動議とされているようですが、同質問が事実に基づく重要な質問であることを説明いたします。①病院企業団としては、対馬市の市長さんがいづはら病院跡地にケアミックス型の病院施設を残すと発言されているが、そういう話がなく、病院企業団も困っていること。②いづはら病院跡地利用について、県から対馬市に対して要望が上がってきているが、県から対馬市に要望していることに対して、市から回答していないのではないかと。私の3月の一般質問に県からの返事は来てないと答えたが、12月には県から返事が来ていたのではないかと。

2、病院企業団の困惑。病院企業団が困惑していることは、病院企業団の3月の定例会の議事録からも明らかにわかりますように、米倉企業長が大浦議員の質問に対して「対馬いづはら病院の跡地利用の件で、私も大浦議員と同じ心配をしております。対馬市としては、いづはら病院を空にして明け渡してくれればいいというだけのことしか入ってきてないし、跡地利用の提言をお願いされるということが一切ないわけですね。私が非常に心配しているのは、巖原からいづはら病院の機能がゼロになるということは、巖原町民に非常に御迷惑をおかけするのではないかと。これは、私の心の中で非常に心配している状況です」と発言しているように、いづはら病院の跡地利用の件で、病院施設を残すとかの話が入ってこず、非常に心配していると米倉企業長が述

べているのです。同企業長は企業団病院の運営に関わる重要人物であり、いつはら病院の跡地に病院施設を残すなら、病院企業団にも同方向の話があるはずであるが、そのような話がないのは、病院施設を残すという話の具体性がないのではないかと考えられ、同質問は、私が何回か県に出向き、企業団議員である山田県議より資料とともに確認した事実である。したがって、事実に基づく非常に重要な質問である。病院企業団の会議に基づき、山田県議にも問題だと指摘を受けた事実に関する質問です。私は県に何回か行って確認したと述べておりますが、長崎県病院企業団に行ったとは述べておりません。いずれにしても、病院企業団のほうへいつはら病院跡地に関して何ら話が行ってないのは事実であり、同事実に基づく質問に対して真摯に答弁してください。

第3に、対馬市と長崎県の交渉。①平成25年12月18日、対馬市いつはら病院の跡地利用に関して、平成24年12月19日設置された跡地利用検討委員会は、医療施設と介護施設を併設した施設が必要であり、早急に整備されたいとの提言書を対馬市長に提出。②平成25年8月21日、厳原区長会から山田県議を通じて既存病床数の確保を要望する要望書を県に提出。③平成25年8月30日、対馬市から県へ、いつはら病院跡地に病院と老人保健施設を併設したケアミックス型病院を計画しているが、既存病床数が基準病床数を上回り、整備計画の協議ができない状況であるため、離島における医療の特殊事情を加味した基準病床数の算定見直しを要望する要望書を提出。④平成25年12月18日、対馬市議会の病院機能を併設した介護施設の整備を強く求める決議。⑤平成25年12月20日、対馬市長及び市議会議長が県に要望。⑥この後、長崎県医療政策課より、対馬市医療対策室に基準病床数の特例の大臣協議に必要な項目など送付し、医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示していただくよう依頼。⑦平成26年2月21日、県と対馬市医療対策室と協議。⑧平成26年4月11日、県と対馬市副市長の協議。

以上の経過からわかるように、県は対馬いつはら病院の跡地利用として病院を開設することには、対馬医療圏は既存病床数が基準病床数を上回っているため、新たに病院を開設するためには、①基準病床数の見直し、または②医療法第30条の4第7項による特例の扱いのいずれかの手続をとる必要があり、対馬市には病院の必要性や地域の医療機関との連携など具体的な検討を行った上で県に相談してほしいと回答しているが、検討された内容の報告はないとのことである。すなわち、平成25年12月、県より依頼された医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示すように求められていながら、何ら回答をしていない。統合された新病院が開院しようとしているこの時期に県への回答がなされていないことは、その後の医療審議会や厚生労働大臣協議に諮る必要があることを考えれば、いつはら病院跡地に病院施設を残す見込みはないし、対馬市として残す意思があるのか疑わしいと考えられている。

したがって、いつはら病院跡地に病院施設を残すことについて県から対馬市に対して要望が上

がってきているが、12月に県は依頼している。それに対して回答が来ていない。3月の一般質問において、県の返事は来てないと答えたが、12月には県から返事が来ておりました。返事が来ていたのであるまいかと、質問は全て事実に基づいて、いづはら病院跡地に病院施設を残せるかどうか、残せないかが明らかになっているのでないかという市民の医療、健康にかかわる重要な問題であり、私は3月の議会でも基準病床の設定を見直すべきだという要望書を県に出した後、その返事は県から来たのですかという質問に、市長はたしか来てないと回答でした。私は文書が来たかどうかと質問したではありません。市の要望書に対して、県は何か指導など言ってきているのか。基準病床数の設定を見直す問題が進んでいるかを質問しているのです。市長は何もなにかのように答えていたが、県は去年の12月に、口頭であれ医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示すよう依頼し、本年2月21日のことと思われるが、県と市の担当者間で協議において必要な具体的項目をメモにして渡している。それに対して、市は具体的な回答を県にしていけないことが明らかなのです。私は県から何か言ってきてないのかと聞いたり、文書が来たかどうかと質問しておりません。病院の赤字についても、私は新病院が赤字になった場合、そのときの赤字負担は県ですか、国ですか、市の負担ではないかと質問したのであり、文書が来たかどうかという質問はしておりません。県の文書ではなく、ほかの企業団の病院の事例からわかることです。私は県の医療政策課に直接行ったことはありません。県に何回も行きましたと言いましたが、病院企業団及び県の医療政策課という言葉は出しておりません。山田県議にお会いし、県の対応などを確認しております。私は県に行って確認したと述べておりますが、医療政策課に訪問したとは言っておりません。

結論として、私のいづはら病院跡地に病院施設を残せるかどうかの質問は、市民の医療、健康にかかわる重要な問題であり、各資料による事実に基づく質問です。他人の私生活にわたる言論でもなく、議題の範囲内のものであるので、議会秩序及び品位を失墜させたものではない。したがって、懲罰動議に該当するものではなく、同質問に事実即して回答しないほうが問題である。

最後に、懲罰動議を出された議員さん方に申し上げます。議員を長くしてあるのですから、懲罰動議がどういうものかということをもうちよっと勉強されて懲罰動議を出されたほうがいいと思います。全然このことは懲罰動議に値しません。

以上です。もうちょっと勉強されてください。終わります。

○議長（堀江 政武君） 入江有紀君の弁明が終わりました。入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（堀江 政武君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 今回のこの動議に対しまして、私はちょっと反対の立場で意見を述べてみたいと思います。

懲罰に科することは、議会が議員に対し懲罰権を有することは、議会の規律と品位を保持するために認められたものでありますが、一般的に懲罰の対象となる言動は、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合であって、自治法の134条の1であります。地方自治法では、議場の秩序維持（自治法の129条）、議員の注意の喚起（自治法の131条）、品位の保持（自治法の132条）、侮辱に対する処置（自治法の133条）、欠席議員の懲罰（自治法の137条）。

こういうことからして、懲罰は、議員の言動によって議会の秩序が乱れた場合、その回復を図ることが目的であり、議会内での言動が第一に取り上げなければなりません。もともと民主的な議会の運営は、議員が自己の信ずるところによって自由活発に発言をし、物事のよしわるしを論ずる場でなければならないと思われま

す。これは、長以下の執行機関が議会に対し何ら責任を担っていないからであり、このことから他の機関からの干渉を一切排除しながら議会運営のよしわるし、その批判は全て住民の信託に答えているか否かが問われることになっていると思われま

す。このことから、今回の懲罰動議は、私は懲罰の対象とはならないと思います。もし、この動議が可決された場合、懲罰委員会が設置され何らかの決議がされた場合、今後の議会運営に禍根を残すと思われま

す。我々議員が議場の場で理事者側に対し一般質問をする場合、言葉に配慮しながら質問しなければならず、我々議員の特権である議会の場での議論が制約されるおそれがあると思われま

す。今回の懲罰動議は理事者側擁護の動議だと思われま

す。○議長（堀江 政武君） 議会運営委員会の要請がっておりますので、休憩をして、議会運営委員会を開いていただきます。暫時休憩します。議会運営委員会を開いてください。

午前10時33分休憩

-----  
午前10時34分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

先ほど議運を招集していただくことを申し上げましたけれども、質疑者がありますので、質疑にお答えをしていただきたいと思います。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 先ほどの4番、船越議員に対して反論がありますので、私は議

会運営委員と委員長という形で回答させていただきます。

私たち懲罰動議を発するにしましては、先ほど私が申し上げ書を述べたとおりに、先ほども入江議員さんは「企業団には行ってない、県のほうにも行ってない」というような、はっきり言ってるその答弁をされたわけです。そういう中で、私たちはやはり市民の代表議員ですから、うそをそのまま議会で認めるわけにはいきません。今、実際に入江議員が一般質問に対して見られた市民はうそとは正直思っておりませんので、ある職員のほうにも何たることかと、ちゃんと書類は来とるにお前たちの不手際じゃないかというような誤解もあってます。市民がこういう路頭に迷うようなうその答弁をされたということが、はっきり私たちの手元には出てきております。市長もさっき答弁されたとおり、私たちは公文書が来ましたから、公文書に基づいて審査したわけです、議会運営委員会は、公文書を疑って議会は運営できません。それだけのことです。

○議長（堀江 政武君） ほかに、13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 提案者に質問をさせていただきます。

この懲罰というのは、基本的には、船越議員も言っておったように、理事者に対してのものは基本的にはこれは値しないというのが一般的な認識です。しかし、その中において、この発言の内容を、これは企業団に対して、この文章なんですけれど、この文面がはっきりとしなければというのが、先ほど入江議員の弁明の中においては、私は発言をしていないというような話されましたので、しかし、市長が米倉企業長に出されたこの文面の発言内容としては、入江議員が企業団を訪問しと、入江議員がですね、というふうな話であって、また、入江さんはそれじゃないという話をされますよね。議場では発言を正しくするためにテープなんかとっておりますけども、そのテープの照合は当然されたと思うんですけども、その辺の照合をされたのか、されなかったのかということ、大事なポイントですからですね。それが一つと。

先ほど言われるように、うそをついたらいかんとですよ。こういうふうな形が、うそかどうかわかりませんが、うそをついたらいけない。そして、先ほど言っているように、議員たる者がうそをついたらいけないということです。先の本議会においては、市長はやめると言いながら、3日後には取り消した。このような類を見ないうそもあるわけですよ。それで、先ほどのこれが正しいのかどうかテープで確認をしていただきたいと思います。大事なポイントですから。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） まず、1点目の照合をしたかということですが、先ほどから私が船越議員の反対論にも答弁したとおり、私たちは公文書をいただいております。公文書を疑って議会運営委員会にしても、全ての議会は審議はできません。疑う公文書を誰が審議する人がおりますか。議会ですよ。もう少し、小宮議員、そこを重視してください。

それと、入江議員が企業団を訪問し直接企業長にお会いした。これはないというような話ですけども、本人は皆さんがお聞きのとおり、演壇で「私は企業団に4回、県に8回」というところで、手のジェスチャーというんですかね。それまでして言われたわけですから、全ての議員もみんな聞いているし、もちろんテープも入ってますよ。その疑いはかけておりません。

それから、2点目の市長の発言は、やめるやめないは、私たちには一切関係ありませんので、コメントはいたしません。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 2番目については、関係ないことを言ったわけですが、そういうふうな、淵上議員も言っておられましたけれども、（発言する者あり）うそつきは何とか言いますが、そのような類もないもあつたということをお願いだけでございます。

それと、先ほどの企業長の話なんですけど、というのは、普通の人ならいいけども、相手が企業長——大きい組織のトップなんです。そういう方に対しての議会での発言というのは、先ほど基本的な問題も申しましたけども、それを省くことも可能かと思うんです。要するに、私が聞いておいた範囲では、医療政策課には本人が行ったという話はしておるように記憶しております。しかし、この企業団については、私がというふうな発言はなかったような気がするんですね。

それで申し上げたいのは、テープで確認をすればその流れがはっきりとし、言われるように、公文書というのは何人かが確認をして、そして活字としてうたって公の場に出るもんなんです。だからテープでそういう発言があつたと、こういうふうなですね、あつたということであれば、大きい組織に対するうそということですから、これは言われるように134条の懲罰の理由に値するかと思いますけども、真意がはっきりしない状態では難しいかとは思いますが、テープで聞く作業はすぐできますので、はっきりと確認されんと、懲罰ということですから、よろしく願いたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 小宮議員ですけども、この前の一般質問は皆さん一緒にお聞きして思うんです。言われたことが、入江議員が「企業団を私は訪問した」と。「訪問をし、直接企業長にお会いしたとき、企業長は対馬市長が政治的に発言をしているだけです。信用しないでください」。これは皆さんお聞きしたと思います。「信用しないで下さい」という言葉まで言いました。また「企業団は迷惑をしている」という入江議員の発言も、皆さんお聞きのとおりだと思います。その最後のほうに「潔くやめなさい」という締めくくりで終わったと思います。

私たちは、先ほどから言いますように、議会運営を開くからには、このような、先ほど何回も繰り返しますように、公文書を疑うことはしません。もちろんテープも確認はしておりません。

ども、万が一これがうそということになれば大変なことになりますから、それはないと思います。公文書ですから、信じて審議をいたしております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 公文書で市長が米倉企業長に出しておられるんですよね。人間というのは、言葉一文字でその表現が非常に変わったりするわけですよ。私がなぜ念を押すかという、議員の身分に対する懲罰ですから、その発言の趣意は、根拠というのはテープにあるわけですから、そのテープで確認をされたらどうですかと。確認をすることによって確立ができるわけですから、その辺の作業はわずか5分か10分でできるわけですから、その辺の作業をしていただいて、後で議運を図るということですけども、そういうふうな中においても（「それは訂正しております」と呼ぶ者あり）、というお話のようにありましたから、その中においてもやはり検証するべきだと思います。そして、それがうそだということは、これは議員としてあるまじき行為ですよ。これでいいんじゃないですかね。134条で。

○議員（17番 大部 初幸君） もう一回。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 小宮議員が言われるように、人間の言葉というのは語尾で言葉が命令文になったり、また依頼の言葉に変わることは私もわかります。そういう中、対馬市も言葉やなくて文書で取り交わしておられます。長崎県病院企業団企業長、米倉、これ、ショウダイと読むんですかね。正しいに大きい、様、対馬市長、財部能成でいってます。発言内容が、入江議員が、先ほど言ったように企業団を訪問したかと。私のさっきの答弁のとおり文章でいっておりますので、言葉とは違いますから聞き違い、言い違いは私はないと確信をいたしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 企業団議員として私、この発言を非常に重大と思い、一般質問が終わった後すぐ企業団側に、総務部長の安永氏に連絡とりました。

確かに、今おっしゃるとおり、入江議員は一度も企業団に出向いたことはないという事実を確認いたしました。私は入江議員に「あなたはどこからあの話が出たんですか」というふうなことを、実は問いかけました。それと議会の場で米倉企業長が迷惑だというふうな発言は一度もありません。ここで、どこから出た話ですか、これが。非常に大事な発言ですから。そうしますと、「山田県議から自分はその内情を全て聞き及んで、それをもとに発言しました」ということを言われたもんですから、「あなた、なぜそのことを一般質問の場で、議場でそのことを言わんのですか」と、「皆さん、そう思っておりませんよ」と。「私もそう思っておりませんよ」ということがございました。この動議を出す前に、もう少しその辺の出もとを話し合いの中でチェッ

クするべきであったかもしれんなどというふうな今思いがしております。

ひっかかってくるのは、山田県議に企業長はそう言うたかもしれません。そこを私はあんまり問いたくないんですけども、そこから出てきたような話ということで、今回に病院企業団の問題については上がっております。

ですから、いろいろな調査があった場合には、その辺のことを含めて、非常に重大な発言になってくるのは事実でございます。一応、参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

-----  
午前10時49分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第161条の規定によって委員会への付託を省略することができないとされています。本件については、7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。全員協議会を議員控室において開催しますので、お集まりください。

午前10時50分協議会

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時10分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。懲罰特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております名簿のとおり指定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員は名簿のとおり選任することに決定

しました。

懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、懲罰特別委員会を小会議室に招集いたします。

暫時休憩します。決まり次第再開します。

午前11時10分休憩

-----  
〔懲罰特別委員会正副委員長互選〕  
-----

午前11時29分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。

委員長に上野洋次郎君、副委員長に大浦孝司君が選任されております。

これより懲罰特別委員会を開催願います。

暫時休憩します。合わせて昼食休憩とします。再開は後刻お伝えします。

午前11時31分休憩

-----  
午後 2時43分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

入江有紀君に対する懲罰の動議について、懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 懲罰特別委員会審査報告書。

本日、大部初幸議員ほか3名から入江有紀議員に対する懲罰動議が提出され、これに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されたところであります。当委員会は本日直ちに委員会を開催しましたので、その審査の内容について会議規則第110条の規定により報告をいたします。

本件は、入江議員が平成26年6月12日の自身の一般質問中、事実と異なる不穏当発言を繰り返し、議会の品位を失墜させたため、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定に基づき、入江議員に対する懲罰を要求されたものであります。

今回の入江議員の言動は、議会の品位を欠くものであります。選挙で選ばれた議員の一言一句は市民の意思であり、議員が行う質問は市民の声を代弁するものであります。自身の思い込みのままに、神聖な議場において数々の事実と異なる発言は到底許されるものではありません。議員としての自覚に欠けるものです。

さらに、この発言により、長崎県病院企業団並びに医療政策課には大変な御迷惑をかけること

になったと推測されます。

今回の入江議員の言動は、対馬市議会の名を大いに辱めるもので、会議規則第151条に定める品位の尊重に著しく違反しております。

よって、本委員会は入江議員に対し、別紙戒告文のとおり戒告処分とすることに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件について、委員長報告は委員会起草による戒告文により入江有紀君に戒告の懲罰を科すことです。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。入江有紀君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

入江有紀君の入場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 入場〕

○議長（堀江 政武君） ただいまの議決に基づいて、これから入江有紀君に懲罰の宣告を行います。

入江有紀君に懲罰を科します。これから戒告文を朗読します。入江有紀君の起立を命じます。

戒告文。入江有紀議員は、6月12日の会議において、対馬いつはら病院跡地利用について発言中、事実と異なる不穏当な発言をし、議会の対面を汚したことは、議員の職分に鑑みまことに遺憾である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。平成26年6月19日、対馬市議会議長、堀江政武。

続きまして、入江有紀君から発言の申し出がっております。これを許可します。入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私、入江有紀は、第2回定例会の一般質問において、あまりにも対馬市民のことを思うがゆえに感情が高ぶって事実と異なる発言をし、対馬市民及び関係機関に御迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

今後につきましては、このようなことがないように十分に留意して、議員活動に邁進いたしたいと思っております。皆様の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） これをもちまして、懲罰特別委員会は終結とします。

## 日程第2. 議案第56号

○議長（堀江 政武君） 日程第2、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件は各常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告並びに経過について報告を申し上げます。

平成26年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で、普通交付税の追加、14款国庫支出金で、離島活性化交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加、15款県支出金で、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、18款繰入金で、振興基金繰入金の減が主な補正であります。

歳出については、2款総務費で、ケーブルテレビ関連の修繕料追加、対馬国境花火大会開催事業、マイナンバー制度対応システム整備事業等による増額であります。9款消防費では、災害用備品として毛布を備蓄するための追加であります。10款教育費では、学校の耐震補強工事、太陽光発電設備設置工事が平成25年度の補正予算に振り替わったため、今回減額するものです。

当委員会において、特に質疑、意見が集中した点について御報告申し上げます。

対馬国境花火大会開催事業については、昨年度の実証事業では対馬も釜山もあいにくの雨で、釜山からは目視できなかった。また、対馬においても全体的に見えたのは鰯浦区域内に限定された。このような実証結果にもかかわらず、今年度本事業を実施することに一部異論が出されました。

質疑の中で、開催場所について、多くの観光客並びに市民を集客でき、さまざまなイベントが開催可能な場所に変更すべきではないかとの質疑に対し、台船からの打ち上げなので釜山にも近く、また島内からも幅広く見え、イベント会場としての適地を実行委員会と協議しながら決定したい旨の回答がありました。

本事業は、いろいろな意味で国境への関心が高まっているこの時期に、国境の島、対馬を国内外にPRするため、離島活性化交付金を活用した事業であり、花火を打ち上げるだけでなく、愛Bリーグ対馬支部加盟団体とミニBー1 グランプリ同時開催、各種ツアーの呼び込み等が計画されています。

本事業の開催により、情報を発信し、さまざまなメディアにより対馬の認知度を拡大しようとするものであります。委員からも、長崎県離島振興協議会がメディアを利用し県内の国境離島を全国に情報発信するキャンペーンが計画されているので、それらと連携し対馬の認知度を上げるよう要望もありました。

また、本予算の中で、流入人口拡大のための各種イベントについても、さらに検討するようとの意見も出されました。

以上、議案第56号につきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、本議案の審査において、会議規則第108条の規定により少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書が議長あてに提出されていることを申し添えます。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。議員各位の御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成26年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費の1議案のみです。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

まず、福祉課所管部分については、生活保護世帯に係る未熟児に対する未熟児養育医療費を生活保護分から一般分に変更したことに伴う国費、県費の追加、及び消費税引き上げに際し所得の低い方の負担を緩和するための臨時福祉給付金の経費追加に伴う国費の追加が主なものです。

次に、こども未来課所管部分については、消費税引き上げに際し、子育て世帯の負担を緩和するための、子育て世帯臨時特例給付金の振込手数料に係る給付事業費補助金の追加及び子育て支援新制度システム改修に伴う安心こども基金事業補助金の増が主なものです。

続いて、保護課所管部分については、生活保護システム改修委託料の増が主なものです。

福祉課所管の臨時福祉給付金の市民への周知から給付までの流れに質疑が集中しました。市民の皆様には、市報5月号に折り込まれましたこのリーフレットにより、子育て世帯臨時給付金とともに周知されています。また、対象者である住民税非課税世帯を絞り込みピンポイントでお知らせすることはシステム上可能ですが、個人情報保護の観点から認められず、全世帯へ向け通知せざるを得ないとのこと。対象者からの申請がなければ給付に至りませんので、担当課長よりケーブルテレビ等の活用を始め周知の徹底を図りたいとの説明がありました。なお、申請時期は7月1日から9月30日までとなっておりますので、対象の市民の皆様には申請をお忘れにならないよう御案内申し上げます。

以上、本委員会に付託されました議案第56号について、慎重に審査し採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） それでは、産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

平成26年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費であります。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）の本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において、漁港整備事業補助金及び社会資本整備総合交付金の減額、15款県支出金において、森林整備加速化森林再生事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金、消費者行政活性化補助金及び住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の増額、21款市債において、漁港整備事業債及び港湾整備事業債の減額などが主な補正であります。

歳出の主な事業として、6款農林水産業費で、森林施業プランナー養成事業委託料、対馬しいたけ後継者・選別作業員育成及び新商品開発事業委託料、しいたけ生産推進補助金、新需要創出支援事業補助金及び塩浜漁港ほか5漁港整備に伴う測量調査、設計委託料などの増額、森林経営計画策定推進事業委託料及び阿連漁港ほか4漁港整備工事の減額など、7款商工費で、長崎県から消費者行政活性化補助金の交付決定に伴う財源内訳の変更及び韓国展望所双眼鏡購入による増額など、8款土木費で、道路維持補修工事、上見坂線道路舗装補修工事及び住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の増額、久田日掛線道路改良工事及び比田勝港国際ターミナル建設工事の減額などが主な補正であります。

以上、本委員会に付託されました議案第56号につきましては、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

次に、議案第56号に対し、大浦孝司君ほか1名から配付のとおり、会議規則第108条第2項の規定により少数意見報告書及び会議規則第17条の規定により修正の動議が提出されています。したがって、これを議案第56号とあわせて議題とします。

提出者の説明を求めます。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 少数意見の報告を行います。

平成26年6月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。総務文教常任委員、大浦孝司。賛成者、小島徳重。

少数意見報告書。平成26年6月13日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を会議規則第108条第2項の規定により次のとおり報告いたします。

記。一つ、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）。

二つ、意見の要旨。議案第56号、一般会計補正予算（第1号）のうち、総務文教常任委員会に審査付託された案件中、2款総務費1項総務管理費7目企画費に係る2014対馬国境花火大会1,980万3,000円の予算計上については、次の理由により予算の修正を求めるものであります。

まず、3月1日に行われた市制10周年記念行事と並行して、10月に釜山で開催される世界花火大会と競演する目的で実証事業が行われました。

その内訳は、鰯浦より900発の花火を打ち上げと同時に、510万円の予算が消化されたものであります。このポイントは、韓国側から花火が見えるかであります。このことについて、成果報告は次のとおりであります。韓国側からは残念ながら確認できなかった。当日小雨が降り、これにより見えなかったのではなかろうかと報告されています。しかし、晴天での確認もなされたわけでもありません。

なお、実証事業の予算要求説明では、本10月には大型観光客船（日本丸級）を東京方面から出港させ、各観光上陸地を経由し、世界花火大会（釜山）を目玉として企画する。その前日、対馬（上対馬町）へ上陸、対馬側はイベントの開催または物産展を繰り広げ、夜花火を打ち上げる内容でありました。600人前後の国内観光客が見込める内容であり、私個人はこれを了としましたが、今定例会の説明ではクルーズ船の計画はないとのことであります。

本計画の目的は、韓国観光客及び国内観光客の流入をさらに促進し、交流人口の拡大を図るとされていますが、一昨年は、韓国からの観光客の流入は15万人を超え、さらに昨年は18万人を突破しておりますが、その半数以上の客は日帰り客となっております。その中身を分析しますと、平成23年より釜山―対馬間の国際航路に3つの船会社が参入したことが大きな要因と思われます。圧倒的に宿泊施設の少ない対馬の実情とアンバランスな形となっており、日帰り旅行プランを組まざるを得ないのであります。対馬観光の受け入れ施設については以前からの課題でありましたが、いまだ前に進んでおらず、将来の展望は見えないうところであります。特に北部対馬は宿泊施設は少なく、せっきくの比田勝港より上陸後、大勢の観光客は大型バスにより厳原方面へ流れているのが実情であります。

対馬島民から見れば、このたびの花火大会に対し今何をなすべきか、行政主導とはいかにあるべきかという批判の声も多数出ているようでございます。

最後であります、このたびの計画に対する財源であります、国庫支出金990万1,000円は離島活性化交付金を充当する。残りは市債790万円、それと一般財源の200万2,000円で、半分は国の金と強調していますが、私はこれは大きな考えの誤りであると思います。北部対馬の振興は、対馬市としても最重要課題であることは承知しております。もっと実のあるプロジェクトを進めることを指摘して、予算の修正を求めるものであります。

続きまして、予算に対する修正動議を読み上げます。

平成26年6月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員、大浦孝司。賛成者、対馬市議会議員、小島徳重。

議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第115条の3の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。別紙でございますが、中身の概容を簡単に説明いたします。

第1表の、まず収入の部分でございますが、地方交付税、これが一般財源として200万2,000円、これを減額するものでございます。赤い数字が差し引いた金額でございます、現計予算がこの金額になっております。

それから、国庫支出金、これが離島活性化交付金の990万1,000円が現計予算から差し引かれた金額がこのような金額でございます。

それと、市債、これは過疎債ということで説明を受けておりますが、790万の減額。そうしますと、歳入合計が1,980万3,000円を差し引くというふうなことになります。

同時に歳出の項目ですが、総務管理費の金額総額1,980万3,000円を現計予算から差し引くというふうなことがこのような金額になります。

次に、第3表、地方債の修正につきましては、市債、これは過疎債ということで790万の減額というふうな措置になります。

残り、修正に関する説明書の欄がございますが、先ほど申し上げましたとおりの金額がそのまま打ち出されております。

それと、3枚目の項目にちょっと入らせてもらいます。これは、歳出の細部の節の部分がございますが、報償費の分野で20万の削減、それから需用費の分で56万の削減、それから役務費で27万6,000円、委託料が1,807万2,000円、使用料及び手数料が減額の69万5,000円、合計1,980万3,000円ということになっております。

お手元の資料がございませんが、修正に至った理由を申し述べます。少数意見の報告と重複しておる点もございますが、朗読いたします。

対馬市の人口推移と将来推計によりますと、本年5月31日現在3万3,196人であります。これが、11年後の2025年は2万3,090人になります。さらに26年後の2040年に

は1万3,882人になる見込みであります。これは驚くべき数字の変化であります、島民としてお互いにこのことを認識する必要があるかと思ひます。

片や、国内の地方自治体は、この50年後、約4分の1は破産に追い込まれ消滅するであろうとの報道番組を聞くところであります。

島の人口の推移は、統計学的に割り出したにしても、島に大きな変化がなければ、おおむねその数値に近い結果になるものと予測されます。

ここで私が申し上げたいことは、今思い切った政策を打つ必要があるかと思ひます。北部対馬の振興策は、複数の宿泊施設を確保し観光の拠点を創設することにあります。若者が定住できる環境づくりが急がれているのであります。

釜山市は近代都市として成長を遂げております。人口400万人を有しており、そして比田勝港は極めてその優位な位置づけにあり、今後の対応次第ではさらに発展する見込みは十分あると思ひしております。そのためには、官民の大型投資を促進させる早急な施策を実現させる行政の役目が問われているところであります。

現在、韓国観光客は大勢押し寄せているものにもかかわらず、半数を超える人々は日帰りを余儀なくされている実態。にもかかわらず、何も変わろうとしない対馬側の対応に私は落胆しているところであります。

花火を打ち上げることよりも、ただいま指摘した問題に全力を傾注することを申し上げ、修正動議を行うものであります。議員の皆様のご賛同についてよろしくお祈りいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから各委員長報告、少数意見報告、修正案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから討論、採決を行います。

まず、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）の原案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、修正案に対して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

まず、本件に対する大浦孝司君ほか1名から提出されております修正案について、起立によって採決します。本修正案について賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。本件に対する各委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長の審査報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議員派遣について

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会出席のための議員派遣であります。

お諮りします。議員派遣につきましては、配付のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、6月10日から10日間にわたり慎重に御審議いただき、御礼を申し上げます。

本定例会にて議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処をしております。

また、今定例会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいり所存です。今後とも議員皆様の御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。

次に、3件御報告を申し上げます。

まず1件目ですが、平成25年度対馬市一般会計補正予算の専決処分及び当該処置の不承認に伴う措置について御報告させていただきます。

毎年、年度末になりますと、各種交付金、補助金、事務費、事業費が確定し、それにより緊急に予算措置をする必要性が生じているところです。

しかしながら、年度末で議会を招集する時間的余裕がないため、従前に習い、地方自治法第179条第1項の規定により、予算の専決処分を行ってきました。平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号）についても、市政運営への影響を考慮し、やむなく26年3月31日に専決処分を行いました。

専決処分につきましては、地方自治法第96条の規定をはじめとする議会に属する権限を、同法第179条第1項及び180条第1項の規定に基づく場合にのみ、長が代わって行使することを許容した例外的制度であります。

この専決処分の措置については、地方自治法の規定に基づき、平成26年第2回定例会に承認第1号として報告し承認を求めましたが、議員の皆様は御承知のとおり、不承認となりました。この場合においては、予算執行上においては専決処分の効力に影響はございません。

しかし、平成24年9月に地方自治法の一部改正があり、同法179条に新たに第4項として「承認を求める議案が否決されたときには、普通公共団体の長は速やかに当該処置に関し必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」との規定が追加されております。このことは、不承認の結果については自治体の長が政治的責任を負い、専決処分の効力そのものには影響はないと解しております。特に、4項中の必要と認める措置とは、特定の措置に限定されるものではなく、長が議会や市民に対し専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うことも含まれることから、今回必要な措置として、専決処分の経緯と不承認について市民の皆様に対馬市広告及び今月末に予定されている定例記者会見で御報告をさせていただきます。

不承認後の必要な措置については以上ですが、政治的責任の取り方については地上自治法において明文化されておきませんので、明らかになった時点にというふうに考えております。

今回の専決処分の不承認という結果を重く受けとめ、対馬市発展のために、これまで以上に粉砕身努力していく所存であります。

2件目は、朝鮮通信使のユネスコ記憶遺産登録推進事業についてでございます。

朝鮮通信使の関係資料をユネスコ記憶遺産に登録する事業につきましては、平成26年3月定例会において、平成26年度当初予算に計上し説明しておりましたが、対馬市が中心的立場を担っております朝鮮通信使縁地連絡協議会が、日本側の民間団体として計画に沿って進められており、去る5月21日に、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本推進部会が5つの自治体により構成さ

れ発足しております。来る6月23日には、諮問機関である朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本学術委員会を設立することとなっております。

今後は、韓国側の民間団体、釜山文化財団及びその推進委員会及び学術委員会と合同会議を開催し、意思疎通を図りながら、2年後の平成28年の3月にユネスコに申請できるよう事業を進めていく予定となっております。

3点目でございますが、昨年より本市は国内の12の大学と連携し、実行委員会を組織し、持続可能な社会づくりをビジョンに掲げ、島内各地域が抱えるさまざまな課題に対し、大学生や大学教員の熱い思いやエネルギーをお借りし、地域、市民、大学、企業、行政が一体となり、調査研究を推進しております。対馬の新たな価値創造と持続可能な産業創出を目指すため、7月以降から100名以上の学生が地域に入っておりますので、市民の皆様、議会議員の皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

以上、3件報告でございます。

最後になりますが、皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

また、現在、国の方に申請をしている案件等がございます。それらが一つの方向が見えますと、臨時議会等を7月になって開催のお願いをすることもあろうかと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（堀江 政武君）** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年の第2回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に活かされることを期待いたします。

皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成26年第2回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旧議長 作元 義文

新議長 堀江 政武

副議長 山本 輝昭

署名議員 大部 初幸

署名議員 兵頭 栄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旧 議 長

新 議 長

副 議 長

署名議員

署名議員